

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

年分)

氏 名

1 寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額 (最高8百万円※)	①	円
		①以外の寄附金の額	②	
		① + ②	③	
	所得金額の合計額		④	
	④ × 40 %		⑤	
	③と⑤のいずれか 少ない方の金額		⑥	
	寄附金控除額 (⑥ - 2千円)		⑦	(赤字のときは0)
取得費の調整対象額の計算	⑤ - ②		⑧	(赤字のときは0)
	①と⑧のいずれか 少ない方の金額		⑨	
	取得費の調整対象額 (⑨ - 2千円)		⑩	(赤字のときは0)

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の
明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計
算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2
控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適
用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。

※適用対象額は、最高8百万円(令和2年12月31日までは、1千
万円)です。なお、裏面の1の④に掲げる株式のうち令和3年3
月31日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式
又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1千万円を限度と
します。

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

(注) 申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額と同額になります。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の(90)の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「**2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定 新規株式の銘柄		①	②	③	合 計 (①+②+③)
適 用 対 象 額 （ 注 １ ）		④	⑤	⑥	
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の 適用対象額の合計に占める割合	⑦	⑧	⑨	
	⑩ × ⑦	⑪	⑫	⑬	
	2千円控除の内訳（注２）	⑭			
	取 得 費 の 調 整 対 象 額 (⑭ - ⑬)	⑮			

(注) 1 ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

2 ⑭欄は、①から⑬の合計額が 2,000 円となるように記入してください。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

税務署整理欄	
資産課税部門	

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の１の①から⑥に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（以下「特定新規株式」といいます。）又は令和３年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第１３条の３（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑦に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限り、以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式又は復興株式（その年１２月３１日において有するとされるものに限り、以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（８００万円（令和２年１２月３１日までは１,０００万円）を限度とします。なお、１の④に掲げる株式のうち令和３年３月３１日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、１,０００万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第３７条の１３（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

１ 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑥の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑥の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑦の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業等経営強化法第６条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が１年未満のもの等、一定の株式会社に限り、以下「特定新規株式会社」といいます。）により発行される株式
- ② 総合特別区域法第５５条第１項に規定する指定会社で平成３０年３月３１日までに同項の規定による指定を受けたものにより発行される株式で、その指定の日から３年を経過する日までに発行されるもの
- ③ 内国法人のうち設立の日以後５年を経過していない株式会社（中小企業基本法第２条第１項各号に掲げる中小事業者に該当する会社であること等、一定の株式会社に限り、以下「復興指定会社」といいます。）により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの又は一定の第一種少額電子募集取扱業務者が行う電磁募集取扱業務により取得されるもの
- ④ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第５７条の２第１項に規定する指定会社で平成２６年４月１日から令和４年３月３１日までの間に同項の規定による指定を受けたものにより発行される株式
- ⑤ 国家戦略特別区域法第２７条の５に規定する株式会社により発行されるもの
- ⑥ 内国法人のうち地域再生法第１６条に規定する事業を行う株式会社により発行される株式で平成３０年６月１日から令和４年３月３１日までの間に発行させるもの

なお、同会社のうち、平成２８年４月１日から平成３０年５月３１日までの間に認定地方公共団体の確認を受けた株式会社により、当該確認を受けた日から同日以後３年を経過する日までに発行される株式についても対象となります。

- ⑦ 東日本大震災復興特別区域法第４２条第１項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限り、以下「復興指定会社」といいます。）で令和３年３月３１日までに指定を受けたものにより発行される株式で、その指定の日から５年を経過する日までに発行されるもの

（注）対象となる特定新規中小会社には都道府県知事、認定地方公共団体の長又は国家戦略特別区域担当大臣による確認書が発行されています。

２ 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）により、適用対象額を計算します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「２ 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「１ 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

３ 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「１ 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「２ 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑮で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を参照してください。

４ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになります。

- ③ １の①から⑦の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書

（注）１の①については都道府県知事が、②、⑥及び⑦については認定地方公共団体の長が、④については沖縄県知事が、⑤については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

- ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
- ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
- ⑥ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。